

3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について

(1) 登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く重症化リスクが高い（※）ことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引き等の日数」として記録を行うようにされたい。

※重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

(2) 学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

4 海外から帰国した児童生徒への対応について

帰国した日の過去14日以内に、海外に滞在歴がある児童生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、2週間の自宅等での待機期間は「出席停止」扱いとする。

5 心のケアについて

新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期にわたる臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒が存在することが考えられるため、以下のことについて考慮する。

(1) ストレスマネジメント等、心のケアに関する教育を必要に応じて集団または個別に実施する。

ア セルフケアを中心としたストレスマネジメントの手法を紹介するなど、発達段階に応じて指導する。

イ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、感染者や濃厚接触者等への偏見や差別につながることはないよう、可能な限り早い段階で、児童生徒に対して、発達段階に応じた指導を行うことに努める。また、保護者に対しても同様に、理解と協力が得られるよう周知を図ることとする。

【参考】○支援者のための災害後のこころのケアハンドブック（2011年 静岡大学）

○子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-（2010年 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

(2) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心

の健康問題に適切に取り組む。

ア アンケート等を用いて、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。

イ これまでいじめを受けたことのある児童生徒や、不登校（傾向）にある児童生徒等は特に注意して観察する。

6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について（学校再開ガイドライン）

新型コロナウイルス感染症予防は、児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進が目的であり、感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の治療にあたる医療関係者とその家族等を差別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多く見られることから、誰もが感染の可能性があることを考えると、「〇〇〇の国や地域からの子どもや保護者がいるなら学校には行かない」「〇〇〇の国や地域の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対し、断じて許されないことであるという毅然とした態度で対応することが重要である。

また、感染者や濃厚接触者になった場合でも、いたずらに感染者が特定されないことがないよう、個人情報の管理を徹底するなど十分に配慮する。

II 学習指導に関すること

1 各教科等の指導における感染症対策等について

各教科等に共通する感染症対策として、以下のことに取り組む

- (1) 教室等のこまめな換気を徹底する。
- (2) マスクを着用する。（児童生徒、教職員）※体育・保健体育については2-(2)参照
- (3) 共用の教材、器具、情報機器などを適切に消毒する。
- (4) 共用の教材、器具、情報機器などを触る前後での手洗いを徹底する。
- (5) 密集することを避けるため、屋外や複数の教室に分かれて授業をするなどの学習形態を工夫する。

2 感染の可能性が高い一部の実技指導等とその対応について

(1) 技術・家庭科

ア 近距離での作業を避ける。

イ 調理などの実習について、衛生管理をより一層徹底する。

(2) 体育科・保健体育科 ※次のことに十分に留意した上でマスクを外すようにする。

ア できる限り屋外で学習する

イ 近距離での会話、大声での応援、握手などは避ける

ウ ~~身体が接触するような活動（柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール等）は避ける。~~

ウ 身体が接触するような活動については、参加する児童生徒と指導にあたる教職員が過去2週間以内に体調不良（発熱等の風邪症状）を起こしていないこと、及び、その同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないことを確認したうえで行うようにする。また、途中で活動を一旦止めて人と人の距離をとったり、換気により外気を取り入れたりするなど、感染症対策も十分に行う。（令和2年6月15日改訂）

エ 多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目、鼻、口を触らないよう指導する。

オ 授業が終わったら必ず流水と石けんで手洗いをする。

カ できるだけ早期に、低学年の特別活動、中学年の体育科保健領域の「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。【小学校】

キ できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において、新型コロナウイルス感染症を取り上げた指導事例を通じて指導する。【中学校】

(3) 音楽科

ア 歌を歌うことや、口に触れる楽器の使用をできるだけ避ける。

イ 歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(4) 英語・外国語・外国語活動

ア 握手・ハイタッチや身体の接触を伴う活動は避ける。

Ⅲ 学校行事の実施に関すること

原則として、クラスター発生リスクの3条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じた上で、実施する。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い密閉空間
②多数が集まる密集場所
③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ 検索




新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ 検索 | **0120-565653**



「以下のロゴをご家庭や学校、職場において自由にお使いください」（厚生労働省）



< 3つの密を避けるための手引き >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(厚生労働省 HP 内「新型コロナウイルス感染症について」より)

IV 部活動に関すること

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を把握する。

1 生徒の健康チェック等

顧問等は健康観察表を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、部活動に参加させないようにする。

2 活動にあたっての注意事項

- (1) 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。
- (2) 室内の活動では、原則開放（2方向以上の窓を同時に開ける）とし、密閉空間とならないようにする。開放が難しい場合は、30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行う。
- (3) できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ~~(4) 相手と一定時間接触する活動（例えばサッカーのボールの奪い合い、バスケットボールの防衛など）については原則として避ける。また、吹奏楽や合唱等については、原則として少人数のパート練習とする。~~
- (4) 相手との接触を伴う活動や、多人数が集まったの活動を行う場合には、参加する生徒と指導にあたる顧問等が過去2週間以内に体調不良（発熱等の風邪症状）を起こしていないこと、及び、その同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないことを確認したうえで行うようにする。また、途中で活動を一旦止めて人と人の距離をとったり、換気により外気を取り入れたりするなど、感染症対策も十分に行う。（令和2年6月15日改訂）

~~(5) 他校との合同練習や対外試合、演奏会等については、当面の間、禁止とする。~~

(5) 他校との合同練習や対外試合、演奏会等については、2の(4)と同様に参加者やその家族等の過去2週間の健康状態に問題がない場合に実施することができる。その際、会場の換気や更衣室での密状態を避けるなどの感染症対策も行うようにする。(令和2年6月15日改訂)

【参考】○スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて(スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

○スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂版(日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>

3 環境への配慮

- (1) 部室や更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を利用するなど、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- (2) 共有物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から用具の貸し借りなどを行わない。
- (3) 共有部分及び共有物の消毒については、原則として1日1回以上行う。
 - ア 共有部分：多くの生徒が手を触れる場所(例：ドアノブ、手すり、スイッチ等)
 - イ 共有物：用具等(ボール、ストップウォッチ等)なお、作業にあたってはP7を参考に実施する。

V 熱中症対策

「熱中症事故の防止について(R1.7.3磐田市教育委員会)」より

- 1 気象庁が発表する高温注意報や環境省熱中症予防サイト上の暑さ指数及び自校で計測する暑さ指数に配慮した活動を実施すること。その際には、活動(部活動も含む)の中止や延期、見直しなどの対応も考慮すること。
※暑さ指数(WBGT)が、31℃以上では、運動は原則中止。28℃～31℃では激しい運動は中止。(熱中症予防サイト 運動に関する指針より：熱中症環境保健マニュアル2018のP43～にも詳しい説明がありますので参考にしてください)
- 2 活動前、活動中、終了後にこまめな塩分、水分の補給を行い、児童生徒への健康観察を行い、健康管理を徹底すること。
～水分補給のポイント～
 - ・のどが渇く前に水分補給
 - ・大量に汗をかいた後は塩分(スポーツ飲料等)も忘れずに
- 3 熱中症が少しでも疑われる場合は、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な応急手当を行うこと。
- 4 室内であっても、冷却グッズやスポーツ飲料なども児童生徒の個々の実態に応じ、授業に影響のない範囲で柔軟な対応をすること。

エアコンがある教室等では、熱中症予防の効果を上げていくためにエアコン稼働させることが考えられるが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、換気を行うことも必要である。

<考えられる対応の例>

- エアコン稼働時も1時間に5～10分程度の換気をする（2時間に1回10分の換気をするよりも、1時間に1回5分の換気をした方が効果は高い）。その日の気温や湿度等の条件によっては、少し窓を開けたままエアコンを稼働させるなど、空気の通り道を作るようにする。
- 窓が1か所しかない部屋の場合、窓を開けて窓に向けて扇風機を使うと換気ができる。
- 暑い場所でマスクをすることで、蒸れたり多量に汗をかいたりして体調が悪くなった場合には、周囲との距離を十分にとった上で一旦マスクを外し、様子を見る。（マスクを頻繁に触ることによるウイルスの付着を防ぐことにもつながる）

VI 学校給食に関すること

「学校再開ガイドライン（R2.3.24）」より

- 1 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。
- 2 給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- 3 給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- 4 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前に流水と石けんを用いた手洗いを徹底する。
- 5 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔を2m程度話すよう工夫する。

<考えられる工夫の例>

- 給食の量の調整は最初に行い、配りきってしまう（おかわりはしない）。
- 配膳や片付けは数名のグループごとに行う。
- 配る人を決め、お盆を使ってそれぞれの児童生徒の机におかず等を配る。
- 友達に食べてもらったり、おかず等の交換をしたりしない。 など

Ⅶ 健康診断に関すること

健診の実施については、令和2年4月21日付磐教学160号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の学校健診にかかる対応について」に示されているとおりである。

1 内科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科

学校医、学校歯科医との十分な協議の上、感染症予防策を講じて実施する。なお、保護者が記入する保健調査票を丁寧にチェックし、学校生活を送る上で注意が必要な内容については、教職員で共通理解を十分に図っておく。

2 尿検査、心電図検査、聴力検査、貧血検査（業者委託分）

感染症予防策を講じた上で実施する。なお、臨時休業の影響で延期となる場合は、委託業者と十分な協議の上実施する。

3 健康診断時の感染症対策について

- (1) 児童生徒はマスクを着用する。持参していない場合はハンカチ等で口を覆う。
- (2) 会話は必要最低限とする。
- (3) 健診会場の換気を十分に行う。30分～1時間に一度10分程度窓を大きく開け、2方向の窓を同時に開ける。
- (4) 一度に多くの児童生徒を健診会場に入れず、廊下等に待機させる。または、会場の広さを十分に確保し、お互いの距離を1～2m程度あける。
- (5) 健診の実施前後には教職員及び児童生徒の流水と石けんによる手洗いを徹底する。
- (6) 視力検査時に遮眼子を使用する場合は、必ずアルコールで消毒し、遮眼子を使用しない場合は、ハンカチ等で眼球を覆う。
- (7) 健康診断時に使用する器具（耳鏡、鼻鏡、舌圧子、歯鏡、探針）の取り扱いについて
 - ア 使用前に高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）で滅菌する。
 - イ 器具を並べるトレイや鉗子立て等は、あらかじめアルコール綿で清拭をする。
 - ウ 使用後は、手袋をして器具を水道水で洗浄する。

VIII 保護者への注意喚起

児童生徒については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下のことについて保護者への注意喚起を行う。教職員についても同様に注意喚起を行う。

- ・ 毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・ 家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・ 家庭で手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・ 家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

相談先：「静岡県新型コロナ受診相談センター」（西部保健所）

平日 8:30～17:15 ☎050-5371-0561 ☎050-5371-0562 FAX054-281-7702
それ以外の時間(土日祝も含む) ☎050-5371-0561 FAX054-281-7702

新型コロナウイルス感染症に関する相談先（令和2年5月11日版）

※相談センターや各相談窓口は回線が混み合い、つながりにくい場合があります。その場合、時間を改めてから再度おかけ直してください。

次のいずれかに該当する方

すぐに「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。
(下記症状に該当しない場合の相談も可能です。)

- (1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- (2) 重症化しやすい方※や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

感染症に係る全般的な相談をしたい方

磐田市の相談窓口では、国などが示す支援策の概要説明や生活相談など各種相談を行っています。

○帰国者・接触者相談センター

同センターは24時間対応しており、状況に応じて、専門外来などを紹介しています

月～金 午前8時30分～午後5時15分

電話：050-5371-0561 または 050-5371-0562

FAX：054-281-7702

上記の時間以外(土・日・祝含む)

電話：050-5371-0561 FAX：054-281-7702

下記のいずれかの窓口にご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口

電話：0120-565653 全日 午前9時～午後9時

聴覚に障害のある方や電話での相談が難しい方向け

FAX：03-3595-2756

Mail：corona-2020@mhlw.go.jp

○静岡県庁の専用相談ダイヤル

電話：054-221-8560 または 054-221-3296

月～金 午前8時30分～午後5時

○磐田市の電話相談窓口

(新型コロナウイルス関係対応班)

電話：0538-37-2118

月～金 午前8時30分～午後5時15分